

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、令和5年（2023）国指定文化財15件、県指定文化財33件、市指定文化財58件、国登録文化財13件、市登録文化財6件の文化財が所在している。これらの指定等文化財については、文化財保護法や福井県文化財保護条例、坂井市文化財保護条例の他、関係法令に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた指導や助言等を行っている。今後も、各種所有者等と連携を取りながら、行政の文化財部局をはじめとし、まちづくりや観光、文化、産業、教育などの関連分野との横断的な連携するとともに、市民や関係団体、専門機関との連携も行い、適切な保存管理に取り組む。

有形の文化財については、調査や公開による活用を進めていく。国の重要文化財である丸岡城天守および瀧谷寺、国指定の天然記念物及び名勝である東尋坊、国指定の史跡である六呂瀬山古墳群などは、個別の文化財保存活用計画を策定し、保存・活用を進めていく。

祭礼行事等の無形の文化財については、調査や記録、担い手育成等の支援を行うとともに、他の団体との交流の機会づくりや専門家等との連携により継承の支援を進めていく。

未指定の文化財も多数所在しており、「坂井市文化財保存活用地域計画」では1,557件が確認されている。その他にも歴史的・文化的価値を有する歴史的・文化的資源は多数所在しており、引き続き地域の多様な文化財の掘り起こしや調査を進め、価値が認められたものについては、指定・登録制度の活用を検討するなど、適切な保護を行う。

坂井市では、「坂井市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和4年（2022）7月に文化庁長官より認定を受けた。この計画においては、文化財の保存と活用に関する方針を定めており、計画に基づいた文化財の保存と活用にかかる諸施策を実施していく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

日常の維持管理を含めた予防対策および被害を受けた場合の適切な修理・復旧を行う。

日常の対策として、文化財の巡回パトロールや監視などにより、予防および損傷

の早期発見に努めるとともに、必要に応じて、所有者等の意識向上のための助言を行う。修理（整備）が必要と認められる場合は、速やかに措置を行うものとする。

指定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や福井県文化財保護条例、坂井市文化財保護条例に基づき、必要に応じて文化庁に指導を仰ぎつつ、関係機関や専門家と連携して実施する。現状変更をともなう場合は、価値を損なうことがないよう、所有者等に適切な助言を行う。あわせて、技術的支援とともに、修理や整備に対する財政支援を行う。

未指定文化財や歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理にあたっては、所有者と協議しながら、保存のための対策を講ずる。なお所有者等の財政的な負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用を担うための施設としては、坂井市龍翔博物館がある。坂井市龍翔博物館は、市全体の歴史や文化の拠点として、市の歴史や文化に関する資料を収集し、散逸を防ぎ、後世に引き継ぐとともに、収蔵資料および展示資料などの調査研究の拠点施設として、市の歴史や文化に関する研究を行う。

これらの研究のために収集した資料や調査研究の成果を活かし、市の歴史や文化をわかりやすく、かつ魅力的に伝え、市民や来訪者が「楽しく学べる場」となるよう取り組む。

その他にも、豊原三千坊史料館、長畠日向神楽伝承館など地域で運営されている施設もある。坂井市龍翔博物館を拠点に文化財関連施設と連携し、文化財の発信や活用を行い、市内外の来訪者に文化財の価値と魅力を伝えていく。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する方針

景観計画などのまちづくり施策と連携・調整を図りながら、景観に配慮した建築物の誘導や公共空間整備、文化財を核とした空間整備などにより、景観まちづくりを推進する。また、山林の維持管理や海川の清掃美化活動、稚魚放流や農地の保全活動を行い、文化財の周辺環境や景観を保全する。

来訪者等が文化財を楽しめるように、説明看板・観光地等の案内・誘導サインを計画的に修繕・更新する。また、観光地等を結ぶ二次交通の強化を行い、市内の文

化財を巡り、周遊できるよう利便性を向上させる。

(5) 文化財の防災に関する方針

災害発生時には、立地条件や周辺環境から被災する可能性が高い文化財が多くある。文化財の防災・防犯設備の設置については、所有者等が個別に行っている。

「坂井市地域防災計画」において、文化財の災害への予防対策および災害発生時の保護対策が定められている。

日常における予防対策として、文化財の所有者および周辺住民の防災意識の向上を行っていく。消防訓練や避難訓練の実施により体制づくりを進める。指定等文化財については、消防署と連携して防火査察を行うとともに、必要な設備の設置や消防訓練の取組みを推進していく。

盜難・毀損などの防犯対策として、市民の協力による日常的な巡回体制の構築に加え、監視システムの設置などにより防犯体制の強化を行う。被害にあった場合に備え、文化財の所在や現状の形態を記録して把握するとともに、文化財のパトロール機能を拡充していく。

災害発生時には、被害状況について速やかに確認する体制を確立する。また、被災した文化財の救出や保全活動についても、県をはじめとした自治体および県内の博物館や美術館、民間団体との連携体制を整備する。

文化財保護法が制定されたきっかけは、法隆寺金堂壁画の焼失であり、近年、沖縄の首里城が炎上したこともあり、文化財建造物や木造家屋が多い町並みの防火・消火、防犯の体制と設備の一層の強化が必要である。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の価値や魅力、把握した調査や研究成果について、市民や地域、団体、来訪者などにわかりやすく情報発信し、共有することで、文化財の保存・活用への理解を深める。また、調査成果などを整理し、デジタル化による資料などの記録保存を推進し、文化財のデータベース化を図る。文化財を身近に感じてもらうために、文化財に触れる多様な媒体の整備や機会をつくり、積極的な情報発信を行い、市民や地域の主体的な活動とつながるよう取り組む。

将来の担い手となる子供たちや小中学校などの教育機関、コミュニティセンター、まちづくり協議会などの地域コミュニティを支える組織など、学校教育や社会教育

と積極的に連携し、様々な場で文化財への興味・関心や郷土への愛着を高める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

坂井市には、令和5年4月現在、374件の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、文化財保護法に基づく届け出を受け、助言・指導を行い、必要に応じて試掘調査や発掘調査を行うことで、適切な保護に努める。また、出土遺物に関しても適切な保管・管理を行う。

(8) 体制と今後の方針

坂井市では、令和5年4月1日現在、文化財の保存・活用に関する事務を主に教育委員会文化課が所管し、産業政策部観光交流課でもその一部を担っている。教育委員会文化課には、専門職員として4名（歴史学1名、考古学1名、西洋史1名、美術1名）を配置しており、文化財の調査、研究、保存、活用の役割を担っている。その他、坂井市龍翔博物館には専門職員2名（要確認）が配置され、文化財の調査・研究および博物館の運営、管理および企画展等の普及啓発を担っている。

また、坂井市文化観光推進本部が設置され、本計画を含めた各種計画や事業の整合性を図っている。

文化財行政にかかる諮問機関として坂井市文化財保護条例に基づき、坂井市文化財保護審議会（学識経験者や関係行政機関の職員10名（専門分野は、建築史1人、歴史学3人、考古学1人、美術（彫刻）1名、美術（絵画）1名、民俗学1名、記念物（自然史）1人、記念物（名勝）1名）が設置されている。その他、坂井市都市計画審議会条例に基づく坂井市都市計画審議会（15名）、坂井市景観条例に基づく坂井市景観委員会（12名）が設置されており、周辺環境を含めた文化財の適切な保存・活用を進めている。

坂井市文化財保存活用地域計画にもとづき、府内における文化財専門職員の充実や関係部局での連携強化に加えて、市民、所有者、関係団体、行政など、様々な関係機関が連携して取り組んでいく。

(9) 各種団体に関する事項

文化財を保存・活用していくためには、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と協働していくことが必要である。

坂井市では、「協働のまちづくり」を基本として様々な施策を進めていくために、

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

コミュニティセンターを単位として、23 のまちづくり協議会を設置した。各協議会では、郷土の歴史や文化に関する部会を設立し、地域の文化財についての普及啓発活動を行っている。

また、様々な分野の団体が歴史や文化に関わる活動を行っている。歴史文化に関わる主な市民団体は下記のとおりである。

これら団体の活動をさらに活性化させるため、必要な情報や発表の場の提供、担い手の育成などを、行政で行うことと、民間独自で行うことの区別をしながら、適切に支援を行っていく。

①歴史や文化

団体名	活動内容	設立年
越の大王祭保存会	六呂瀬古墳群にまつわる古代の儀式を行うイベント「大王祭」を実施している。	平成元(1989) 年9月 現在は休止中
坂井町古文書の会	活字化されていない坂井市内の古文書を読み解く活動を行っている。	平成元(1989) 年
豊原史跡保存会	豊原史跡の保存と歴史に関心を持つ者が集い、「ふるさとの文化」を再認識するとともにまちづくりに寄与することを目的として活動している。	平成 11(1999) 年
丸岡古文書を読む会	活字化されていない坂井市内の古文書を読み解く活動を行ってきた。	平成 6 (1994) 年
一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会	重要文化財・丸岡城天守の国宝化運動を通して丸岡城の価値を高め、その魅力を伝えていくこと、丸岡城周辺のまちづくりを推進し、丸岡城及び魅力ある丸岡地区を次世代に繋いでいくことをを目指して活動している。平成 29 年に法人化している。	平成 27 (2015) 年
三国古文書の会	活字化されていない坂井市内の古文書を読み解く活動を行っている。	平成 29 (2017) 年
みくに史学研究会	三国湊や北前船、三国ゆかりの作家など、三国に関する調査研究を行っている。	平成 17 (2005) 年
六呂瀬山古墳群 & 鳴鹿大堰を愛する会	国史跡六呂瀬山古墳群と鳴鹿大堰の保存・継承に取り組んできた。主に上久米田地区民で組織される。	平成元(1989) 年 9 月 現在は休止中
三国港突堤ファンクラブ	三国港突堤に関する生涯学習を啓発し、保全活用に努めている。	平成 16 (2004) 年
みくにみらい塾	三国の歴史・伝統・文化・自然の未来への可能性と夢を追求するための学習活動を行っている。	平成 5 (1993) 年

②民俗

団体名	活動内容	設立年
いざき保存会	県指定無形民俗文化財「いざき」の保存・継承。	不明
越前打込太鼓保存会	市指定無形民俗文化財「越前打ち込み太鼓」の保存・継承。	平成 7(1995) 年 6 月
淵龍太鼓 (グループ)	坂井町上兵庫地区に伝わる打ち込み太鼓を受け継ぎ発足した。	昭和 57 (1982) 年
木部新保鬼辺太鼓保存会	加賀地方の打ち方を受け継いだ打法、三つ打ち、十四日（二つ打ち）を基本として伝承している。	昭和 58(1983) 年
竹田音頭保存会	市指定無形民俗文化財「竹田じょんころ」の保存・継承。	昭和 61 (1986) 年
なんばや保存会	県指定無形民俗文化財「なんばや踊り唄」の保存・継承。	不明 休止中

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

長畠日向神楽保存会	県指定無形民俗文化財「日向神楽」の保存・継承。	明治 15 (1882) 年 8 月
三国祭囃子 初香会	三国祭りのお囃子の囃子方を担当するとともに山車の囃子方の指導と指導者育成を行っている。	平成 14(2002) 年 5 月
東荒井雅楽会	雅楽の保存・継承。	大正 2 (1913) 年
火の太鼓保存会	市指定無形民俗文化財「火の太鼓」の保存・継承。	昭和 30 (1955) 年
表児の米保存会	県指定無形民俗文化財「表児の米」の保存・継承。	昭和 58 (1983) 年 7 月
舟寄踊保存会	県指定無形民俗文化財「舟寄踊」の保存・継承。	昭和 60 (1985) 年
三國神社氏子会	県指定無形民俗文化財「三国祭」の保存・継承。	不明
三国節保存会	市指定無形民俗文化財「三国節」の保存・継承。	昭和 5 (1930) 年
三国祭保存振興会	県指定無形民俗文化財「三国祭」の保存・継承。	平成 17 (2005) 年

③食

団体名	活動内容	設立年
坂井市食生活改善推進員会	食生活を通した地域の健康づくりの担い手として、活動している。地産地消や郷土料理・行事食・食文化の継承などの視点から食育を捉え、健康づくりを推進している。	平成 18 (2006) 年 4 月

④文学

団体名	活動内容	設立年
開高健文学顕彰会	丸岡町ゆかりの開高健を顕彰する活動を行っている。	昭和 61 (1986) 年
高見順の会	三国町出身の高見順を顕彰する活動を行ってきた。	昭和 60 (1989) 年 5 月 (令和元年閉会)
中野重治の会	丸岡町出身のプロレタリア文学者・中野重治を顕彰する団体。	平成 3 (1991) 年 10 月
三好達治の詩を読む会	三好達治没後 50 年を記念して発足した会。月一回例会を開き、三好達治の作品の朗読を行っている。	平成 26 (2014) 年

⑤文化振興

団体名	活動内容	設立年
こどもステージアート実行委員会	子供紙芝居・音楽・書道などの「アート」をコラボレーションした舞台をつくり、子供たちの「夢」と「生きる力」の育成に取り組んでいる。	平成 31(2019) 年 4 月
坂井市文化協会	伝統文化の継承と発展、芸術・文化の振興に努め、市民の文化意識の向上を目的として文化活動及び事業を実施している。	平成 18 (2006) 年 6 月
公益財団法人坂井市文化振興事業団	市民に優れた文化、芸術に触れる機会を提供し、市民の文化活動、芸術活動を振興する事業を行っている。	平成 6(1994) 年 11 月
公益財団法人丸岡文化財団	一筆啓上賞の実施、まるおか子供歌舞伎の運営の他、丸岡城や一筆啓上日本一短い手紙の館などの管理運営をしている。	平成 6 (1994) 年 3 月

⑥文化芸術

団体名	活動内容	設立年
小野忠弘を顕彰する会	世界的な現代美術作家小野忠弘の人と芸術を顕彰し、その業績を広く周知することを目的として発足した。ONO メモリアルを活用した小野芸術の発信、次世代の子供たちへの啓発活動などを行っている。	平成 17(2005) 年

⑦歴史・観光・伝統文化・自然

団体名	活動内容	設立年
一般社団法人 竹田文化共栄会	季節に応じた竹田の自然を満喫できるプログラムを実施している。	昭和 39 (1964) 年

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

	る。	
公益財団法人 坪川住宅保存会	重要文化財坪川家住宅および国登録文化財坪川家庭園を所有・管理を行っている。	昭和 42 (1967) 年
一般社団法人 DMO さかい観光局	市域全体にまたがる観光施策に取り組んでいる。	令和 2 (2020) 年
NPO 法人ボランティアガイドきたまえ三国	北前船の寄港地としてにぎわいをみせた三國湊町や観光地東尋坊などの観光案内を行っている。	平成 13 (2001) 年
丸岡観光ボランティアガイド	来訪者に丸岡城や丸岡城周辺の魅力を紹介している。	平成 23 (2011) 年
丸岡城桜まつり振興会	丸岡地区に関する観光施策や、丸岡城桜まつりなどの地域イベントに取り組んでいる。	令和 2 (2020) 年
浜地里海を育てる会	昔ながらの漁法である「地引網」の継承に取り組んでいる。地域住民とともに年2～3回実施している。	平成 25 (2013) 年

⑧まちづくり

団体名	活動内容	設立年
一般社団法人アーバンデザインセンター坂井	公・民・学連携まちづくりの推進組織。三国旧市街地を中心に、地域課題解決と担い手育成に取り組んでいる。	平成 30 (2018) 年
春江大好きプロジェクト	ご当地検定「春江大好き検定」、「坂井市大好き検定」を開催。歴史や文化を題材に劇や子供落語などに取り組む。	平成 18 (2006) 年
一般社団法人 三國會所	三国湊地区の古き良さ、町並みと文化の伝承と保存、再生に向けて取り組んでいる。	平成 24 (2012) 年

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

各指定文化財については、文化財保護法、福井県文化財保護条例、坂井市文化財保護条例の他、関連法理に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた助言を行っている。

一方で、歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く所在することから、市民団体や専門家と連携し、歴史的な資源の掘り起こしや調査を継続的に進め、資料・データの整備や成果の共有を行う。それにより、歴史的資源の蓄積や継承はもとより、地域の魅力創出や来訪者の増加を図る。

「丸岡城周辺重点区域」において、丸岡城天守（国指定の重要文化財）は地区のシンボルとして継承されているが、福井地震等により、多くの歴史的な建造物等は失われた。現在は、堀の一部や丸岡藩ゆかりの寺社が残り、城下町の雰囲気を感じることができる。国指定の重要文化財である丸岡城天守については、保存活用計画を作成し、城山の景観や環境とあわせて、地区のシンボルとしての丸岡城天守の景観を守る。

また、丸岡城の遺構に関する調査はいまだ不十分であり、引き続き発掘調査等を行うことで、歴史的価値を明確にするとともに、成果は展示などで発信する。あわ

せて、城下町および広範にわたる関連する文化財をつなげ、その価値を発信することで、区域内の回遊性を向上させる。

「三国重点区域」においては、北前船交易の面影を残す中心市街地の歴史的な街並みや、それを背景とする祭について、昭和 58 年（1983）三国教育委員会による『三国町の民家と町並み 三国町民家調査・町並調査報告書』以来、体系的な調査が行われておらず、現時点における歴史的・文化的な価値を位置付けた上で、活用支援・集計整備支援等の補助を行う。また、中心市街地以外の重点区域においても、伝統的な漁業や東尋坊、丸岡藩砲台跡等の歴史的な価値を維持するため、観光的な発信や回遊性を向上する施策を行う。

（2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

指定等文化財については、文化財保護法、福井県文化財保護条例、坂井市文化財保護条例に基づき、修理・整備を行う。また、個別の文化財保存活用計画を作成する。

未指定の有形文化財については、現況に関する調査を実施した上で、所有者との協議の上で、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理や美装化等に要する費用に対する各種助成制度を積極的に活用する。

特に三国湊町地区には、未指定の歴史的建造物が多数あり、積極的な支援を行う。

《関連事業》

- 2 丸岡城天守大規模改修
- 10 東尋坊保存活用計画策定事業
- 12 歴史的風致建造物の調査等事業
- 13 歴史的風致形成建造物等に対する支援事業
- 15 空家リノベーション起業者育成事業

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

坂井市龍翔博物館を保存・活用の拠点施設とする。資料収集や調査研究を行い、その成果をもとに展示や講演など積極的な発信を行う。また、博物館ボランティアの育成などを行う。

（仮称）丸岡観光情報センターの整備が進められており（令和 6 年度開設予定）、

丸岡城の文化財等の歴史文化に関する情報発信を行う。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

電線類の地中化や街路の美装化、案内板の設置により、歴史を感じられる町並みを創出するとともに、区域内外の回遊性を向上させる。

丸岡城天守周辺においては、内堀推定値内の公園・広場の一体的な整備を進め、地区のシンボルとしての天守の景観を守る。

来訪者等の域内外の文化財の周遊を支援するために、二次交通の整備を行う。

《関連事業》

- 3 霞ヶ城公園 城山整備事業
- 4 街なみ環境整備事業（丸岡城周辺地区）
- 5 丸岡城周辺の回遊性向上事業
- 9 街なみ環境整備事業（三国湊地区）

(5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重要文化財である丸岡城天守については、保存活用計画を作成し、防災設備の整備や防災環境の整備を行う。また、歴史的建造物については、自動火災報知機や消防設備等の防火設備の設置を促すほか、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施等、地震対策への支援を検討する。

文化財防火デー等の機会をとらえて、消防団や地域住民と連携した防災訓練を行うほか、所轄消防署等とともに防火・防災の啓発に取り組む。

市民の協力による盜難・毀損防止や巡回体制の構築を図るとともに、収蔵施設については、防犯性能の確認とその性能の向上、監視システムなどの防犯体制の強化を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

有形、無形の文化財について、調査を進め、成果を発信することで、文化財に対する市民の理解と関心を深める。

丸岡城については、遺構についての発掘調査を行い、遺構や出土品の展示等で成果を発信する。三国祭に関しては、調査・記録を行うとともに、山車人形等の展示

をまちなかで行う施設を整備する。県・市指定となっている無形の民俗文化財は、情報発信やPRの支援を行う。

また、社会教育・生涯学習を実施する。文化財についての多様な体験や学びの機会をつくり、文化財の魅力や価値の周知・啓発を行う。

《関連事業》

- 11 神社例祭調査事業
- 14 歴史的資源の啓発・PR事業

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

周知の文化財包蔵地における開発行為については、法に基づく届出を受け、福井県教育委員会や開発業者と協議を行い、埋蔵文化財の適切な保管・管理を行う。また、出土品についても適切な保管・管理を行う。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内のまちづくり協議会に加えて、一般社団法人丸岡城天守を国宝にする市民の会、丸岡観光ボランティアガイド、一般社団法人三國會所、一般社団法人アーバンデザインセンター坂井などの団体が地区のにぎわい創出などを目的として取り組みを行っている。区域内の活性化やにぎわい創出を目的に団体の取組を支援する。

また、地域内外の専門家や大学等も関わり、重点区域だけにとどまらず、必要な情報発信やネットワーク化などの取組を行っていく。